

海技大学校における活動制限指針(2021年 10 月 1 日～)

各活動の制限程度 (レベル)		海上技術コース 海技士コース 外航基幹職員養成コース 水先コース		運航実務コース等 (通信コース (スクリーング) を含む) ※ <u>コース別カテゴリー</u> 参照	学生寮		教職員		活動制限レベルの決定に関して、想定される 全国的感染状況や社会状況 (※コース・活動毎に制限レベルは判断)
		講義	実習		入寮	食事提供	業務体制	会議	
0	通常	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	コロナ禍以前と同等、又は新型コロナウイルス感染症 が他の季節性インフルエンザと同程度の注意で十分な 状況 (e.g.ワクチン接種などで対応可能な状況) を想定
1	一部制限	十分な感染防止措置を講じた上 で原則、対面により実施する ただし、一部については、学校の 判断に基づき、遠隔により実 施する	十分な感染防止措置を講じた上 で対面により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で全ての カテゴリーの講習を実施する ただし、一部については、学校の判断に 基づき、中止する	十分な感染防止措置を講じた上 で全コースの入寮を認める	十分な感染防止措置を講じた上 で入寮者及び希望者について食 事を提供する	十分な感染防止措置を講じた上 で、通常業務を行う	十分な感染防止措置を講じた上 で、対面にて実施するが、オン ライン参加を推奨	全国的に感染状況が押さえられている状況であり、感 染症対策の効果と社会活動のバランスが取れている感 染・社会状況を想定
2	制限-小	十分な感染防止措置を講じた上 で対面を中心に実施 ただし、一部については、学校の 判断に基づき、遠隔により実 施する	十分な感染防止措置を講じた上 で対面により実施する ただし、一部については、学校の 判断に基づき、代替手段や時 期の変更により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で優先度 S、A、Bの各カテゴリーの講習を実施す る ただし、一部については、学校の判断に 基づき、中止する カテゴリーCの講習実施については慎重に 検討する	十分な感染防止措置を講じた上 で運航実務コース等以外の入寮 を認める	十分な感染防止措置を講じた上 で入寮者及び希望者について食 事を提供する	十分な感染防止措置を講じた上 で、通常業務を行うが、時差出 勤と在宅勤務を推奨する	原則としてオンライン参加 ただし、十分な感染防止措置を 講じた上で、校長が認めた場合 は対面も可能	全国的な感染状況の上昇または下降期にあって、感染 者数は多い状況ではあるが、社会活動制限までは不要 と考えられる感染・社会状況を想定
3	制限-中	原則、遠隔を中心に実施する ただし、一部については、学校の 判断に基づき、十分な感染防 止措置を講じた上で、対面によ り実施する	十分な感染防止措置を講じた上 で対面により実施する ただし、一部については、学校の 判断に基づき、代替手段や時 期の変更により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で優先度 S、Aの各カテゴリーの講習を実施する ただし、一部については、学校の判断に 基づき、中止する B、Cのカテゴリーの講習実施については 慎重に検討する	十分な感染防止措置を講じた上 で運航実務コース等以外の入寮 を認める	十分な感染防止措置を講じた上 で入寮者及び希望者について食 事を提供する	十分な感染防止措置を講じた上 で、業務上必要な人員が (時 差) 出勤し、その他は在宅勤務 とする	原則としてオンライン参加 ただし、十分な感染防止措置を 講じた上で、校長が認めた場合 は対面も可能	地域を限定して緊急事態宣言が発令 (まん延防止等重 点措置の適用を含む) されているか、あるいは発令さ れそうな感染拡大状況にあって、不要不急の外出や移 動の自粛が望ましいとされているような感染・社会状 況を想定
4	制限-大	原則として遠隔のみ	代替手段や時期の変更により実 施する	十分な感染防止措置を講じた上で優先度 S、Aの各カテゴリーの講習を実施する ただし、一部については、学校の判断に 基づき、中止する	十分な感染防止措置を講じた上 で運航実務コース等以外の入寮 を認める	十分な感染防止措置を講じた上 で入寮者のみに制限して食事を 提供する	十分な感染防止措置を講じた上 で、業務上必要な人員が (時 差) 出勤し、その他は在宅勤務 とする	原則としてオンライン参加 ただし、十分な感染防止措置を 講じた上で、校長が認めた場合 は対面も可能	(ほぼ) 全国一律で緊急事態宣言が発令 (まん延防止 等重点措置の適用を含む) されるような感染拡大状況 において、外出や移動の自粛が強く要請されているよ うな場合を想定
5	原則停止	原則として全て中止	原則として全て中止	原則として全て中止	原則として全て中止 (寮閉鎖)	原則として全て中止 (寮閉鎖)	校長が認めた者のみの最低限の 出勤とする	オンライン参加のみ ただし、十分な感染防止措置を 講じた上で、校長が認めた場合 は最低限の人数で対面も可能	緊急事態宣言発令 (まん延防止等重点措置の適用を含 む) の有無に関わらず、一律の休校措置、又は学内 でのクラスター発生状況による臨時休講措置などを想定

コース別カテゴリー		主なコース
カテゴリーS	国際条約等に対応し、近々にも受講が必要なコース	POLAR基本訓練、IGF基本・上級訓練、SSO・CSO講習、STCW基本訓練
カテゴリーA	資格等に係り、近々に受講が必要なコース	BRM訓練、PEC講習、ECDIS Generic、ECDIS Type-Specific、GMDSS新規訓練、限定救命艇手、二海特、フロン講習、ERM訓練、登録船舶職員・登録海技免許講師・管理者研修、STCW講師講習、水先更新講習
カテゴリーB	国際条約や資格等に係るが、近々の受講は必要ではないコース	同上
カテゴリーC	上記以外のコース	操船シミュレータ、原油タンカーシミュレータ、GMDSS陸上事前訓練、航海計器実務、内航安全実務、安全担当者、甲板作業管理者、ディーゼル機関開放、油圧回路、電気の基礎と有接点リレー、溶接、旋盤、船員短期再教育、初級海事実務

※この活動制限指針は、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある